

# 大阪柔整だより

OSAKA JUDO THERAPIST ASSOCIATION  
OSAKA JUDO THERAPIST COOPERATIVE



ダイジェスト版

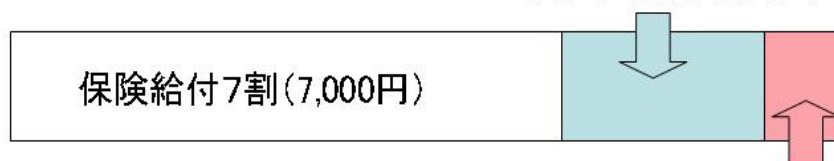
## 大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

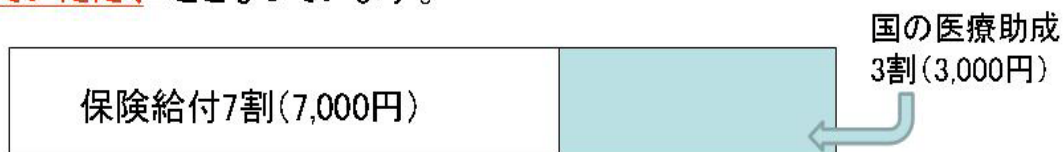
福祉医療費助成(2,000円)



患者負担1,000円(上限)

○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については上記に示す様なイメージとなっております。

また患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。

## 保険者変更通知

今月の保険者変更通知はございません。

### 療養費支給申請書取り扱いについて

7月施術分以降は新様式レセプトのみの提出となり、旧様式レセプトで作成・提出いただきましたも、返戻対象になりますのでご注意ください。

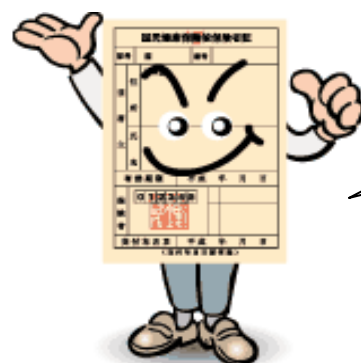
### \*乳幼児医療助成の受給対象拡大について

下記のとおり乳幼児医療の受給対象年齢を引き上げることとなり、「乳幼児医療証」が「子ども医療証」に変わります。

改正後	河 南 町	寝 屋 川 市
開 始 日	平成 23 年 4 月 1 日	平成 23 年 9 月 1 日
助 成 対 象	0～12歳の小学校卒業 (12歳に達した日以降最初の3月31日まで)	
所 得 制 限	な し	

※一部自己負担金は現行制度と変更ありません。

(1医療機関あたり、1日につき500円まで/月2日限度)



保険証・医療証は毎月  
ご確認下さい。